

かみふらのふるさと応援モニター商品募集要領

(平成 29 年 4 月 13 日決定)

(平成 31 年 4 月 1 日決定)

1 目的

この要領は、かみふらのふるさと応援寄附条例施行規則(平成 20 年上富良野町規則第 27 号。以下「規則」という。)に定めるモニター商品(以下「商品」という)の選考及び協力事業者の募集について必要な事項を定めるものとする。

2 協力事業者の要件

規則第 5 条第 3 項に規定する協力事業者の選定は、次の要件にすべて適合することを原則とする。

- (1) 本社(本店)又は事業所等が町内にある企業及び個人事業所等若しくは町内で原材料を栽培又は採取した商品を生産する事業者等であること
- (2) 発送を伴う商品の販売又は役務の提供の実績を有する事業者等若しくは業務委託等により支障なくそれらを実施できることが明らかである事業者等であること
- (3) 商品に対するクレーム対応等が誠実かつ適切に行える事業者等であること
- (4) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、上富良野町及び規則第 6 条に規定する委託事業者との連絡が電子メールで確実に実施できる事業者等であること
- (5) 町税等の滞納がない事業者等であること
- (6) 事業所、代表者等が上富良野町暴力団排除の推進に関する条例(平成 24 年上富良野町条例第 13 号)第 2 条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係事業者でないこと

3 商品の要件

- (1) 商品は、次の条件にすべて適合している商品又はサービス等とする。

ア 上富良野町の魅力の体感や PR につながる要素を持った商品又はサービス等であること若しくは町内に住む高齢者等又は町内の生活関連物件維持等(見守り、住宅の除雪、土地・墓地等の草刈清掃などの役務の提供等)に関するサービス等であること。

イ 町内で生産、製造又は加工されているもの、町内の原料を使用しているもの若しくは町内で提供されているもののいずれかに該当すること。

ウ 通年で安定した品質及び供給が見込めるものであること。ただし、収穫・供給時期が限定される作物等や事業者の生産規模を考慮して数量を限定せざるを得ない商品等である場合を除く。

エ 金銭類似性又は流通性の高いもの(プリペイドカード、商品券等)でないこと。

オ 資産性の高いもの(電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車等)でないこと。

- (2) 商品の価格帯は、おおむね 2,000 円以上とする。

この場合において、商品の価格には、商品の梱包、管理等に係る一切の費用(寄附者への商品の配送に要する費用を除く)及び消費税を含むものとする。

4 商品の応募方法

- (1) 提出書類 承認申出書・町税等納税確認同意書・暴力団排除に関する宣誓書
- (2) 提出先 上富良野町役場企画商工観光課企画政策班
- (3) 募集期間 町長が別に定める。

5 商品の選考方法

かみふらの産業賑わい協議会から意見を徴し、町長が決定する。

6 商品の選択

寄附者は、寄附金額商品を選択することができる。

7 委託事業者

規則第6条に規定する業務の委託範囲は、以下のとおりとする。

- (1) ふるさと納税インターネットサイト管理
- (2) 決済サービス・決済代行サービス委託
- (3) モニター商品の授受及び商品に関する協力事業者への助言等

8 商品のPR方法等

- (1) 委託業者がインターネットサイトに「ラベンダーの里かみふらのふるさと応援モニター制度」をPRするページに商品の画像、商品名、商品の魅力紹介、協力事業者等を掲載
- (2) ラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附パンフレット等に商品の画像、商品名、協力事業者を掲載
- (3) 協力事業者は商品発送時に自社のパンフレット等を同封することによる販売促進等ができる。

9 商品の画像提供等

協力事業者は、商品の画像、商品のPRコメントなどを委託事業者に提出する。

10 個人情報の保護

協力事業者は、個人情報の取扱いについて「個人情報の保護に関する法律および関係法令」を遵守しなければならない。

附 則

この要領は、平成29年4月13日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。